# 弁護士法第五条の二第三項の手数料の額を定める政令 （平成十六年政令第十七号）

弁護士法第五条の二第三項の政令で定める手数料の額は、申請一件につき一万九千八百円とする。

# 附　則

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月三一日政令第九二号）

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。